

静岡県水道広域化推進プラン(概要版)

第1章 プラン策定の趣旨

- 水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少・施設の老朽化・災害対策等により厳しさを増しており、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、基盤強化を図る必要がある。
- 本県では、多様な広域化を図ることによるスケールメリットを生かした効率的な事業運営・経営基盤の強化を期待し、水道事業の広域化の推進方針及び当面の具体的な取組内容等を定める「静岡県水道広域化推進プラン」を策定する。

第2章 県内水道事業の現況と将来見通し

(1) 自然的・社会的条件

- 令和元年から令和42年の約40年間で、給水人口は県全体で約30%減少し、水需要は県全体で約33%減少する見通し。
 給水人口 令和元年:3,514,094人 → 令和42年:2,456,113人
 水需要 令和元年:1,660,833m³/日 → 令和42年:1,105,628m³/日

(2) 経営体制

- 水道事業の職員は高齢化が進み、事務職員が技術的業務を行っている場合もある。
 30歳以下:15.5%、31～40歳:17.4%、41～50歳:28.1%、51～60歳:25.8%、61歳以上:13.2%

(3) 経営財政状況

- 21.8%が法定耐用年数(40年)を超過した経年管であり、管路の耐震化率は19.5%。
- ほとんどの水道事業において供給単価が給水原価を上回っており、黒字経営となっている。
 一方、給水収益に対して企業債残高の割合が比較的大きい水道事業がある。
- 令和元年から令和42年の約40年間で、水道施設の更新費用は県全体で約33%増加する見通し。
 建設改良費 令和元年:308.4億円 → 令和42年:408.7億円
- 令和元年から令和42年の約40年間で、給水収益は県全体で約32%減少する見通し。
 給水収益(水道料金) 令和元年:621.1億円 → 令和42年:423.5億円
- 給水能力に関する指標である水需要、施設利用率、最大稼働率は低下する見通し。

第3章 県内水道事業における課題の整理

(1) 「ヒト」の観点

- 職員の高齢化、人事異動サイクルが短いことによる経験者不足、業務の民間委託に伴う技術力低下

(2) 「モノ」の観点

- 水需要の減少に伴う施設利用率低下、施設や管路の老朽化進行、計画的な更新・耐震化の必要性

(3) 「カネ」の観点

- 水需要の減少に伴う給水収益の減少、更新需要の増加に対する財源確保の必要性

第4章 広域化の効果とシミュレーション試算結果

(1) 広域化方策と期待される効果

広域化類型	広域化方策(官民連携の拡大等を含む)	効果			
		危機管理 災害時対応の強化	組織・業務 技術継承、人材確保等	水道施設 施設・管路の健全度向上、耐震性確保等	財政 コスト削減
事業統合・経営の一体化	組織・事業の統合	○	○	○	○
	技術支援	○	○	—	—
管理の一体化	管理組織への業務の共同委託	○	○	—	○
	中核事業による管理の一体化	○	○	—	○
施設の共同化	施設の統廃合等	—	—	○	○
	情報交換・研修	○	○	—	—
事務の共同化	共同実施(危機管理対応)	○	○	—	—
	共同調達(薬品・電力・資材等)	—	—	—	○
	共同調達(事務系・技術系システム)	—	—	—	○
	共同委託(営業・維持管理、包括委託を含む)	—	○	—	○
	業務方法の統一	—	○	—	—
	共同整備(集中監視システムの整備)	—	—	○	○

(2) シミュレーション試算結果

○ シミュレーション条件

<事務の共同化>

項目の選定 各水道事業者へのアンケートで希望があった広域連携方策を選定。

算出方法 各種広域連携における先行事例のコスト削減率を使用して、効果が最も大きくなるとされる圏域全体で広域連携を行う場合の効果を試算。

<施設の共同化>

項目の選定 各圏域における水道事業者の施設配置や標高、水源能力、施設能力等からダウンサイジング、施設統廃合等について検討する施設群を抽出し、経済性や維持管理性等について評価が高い方策を選定。

算出方法 国の手引きの算定方法に基づき、現状維持した場合と、共同化した場合の差分を効果として試算。

○ 事務の共同化によるコスト削減額

広域化方策 (水道事業者の希望が多い方策)	削減額 (億円/40年間)
共同調達(薬品・電力・資材、事務系・技術系システム、集中監視システムの整備等)	84.3
共同委託(営業・維持管理等)	34.0
計	118.3

○ 施設の共同化によるコスト削減額

項目	削減額
更新費(億円)	207.8
維持管理費(億円/年)	3.5

第5章 今後の広域化の方向性・進め方

(1) 県全体としての推進方針

- 5つの圏域ごとに、事業統合のほか、施設の共同化や事務の共同化等の広域化を進める。
- 広域化の方針及び具体的な方策については、静岡県水道広域連携全体会議とその内部組織である圏域別連携検討部会において、県と水道事業者が協議して決定する。
- 県は、協議に当たり、主導的に水道事業者間の調整を図るものとする。
- プランは、取組の進捗状況等に合わせ、概ね5年ごとに見直す。

(2) 圏域ごとの推進方針

水道事業間及び水道事業と静岡県企業局の遠州広域水道との間での事務の共同化が可能な方策について検討を進める。
施設の共同化については、今後、検討する。

市町合併により相当程度の広域化が達成されているが、更に事務の共同化が可能な方策について検討を進める。

水道事業については、北部、中部、南部の3つの地域での連携を基本に、地域を超えた連携も含めて検討を進める。また、静岡県企業局の駿豆水道との連携については、検討を進める。

令和11年度を目途に静岡県企業局の榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団の大井川広域水道の2つの水道用水供給事業を統合する。統合後は、令和14年度を目途に島田市稲荷浄水場を廃止するなど、水道用水供給事業と水道事業の施設の統廃合を進める。水道事業については、大井川右岸の4市、島田市及び大井上水道企業団の連携を進め、将来的には水道用水供給事業との統合を目指す。また、他の市町も含めて事務の共同化が可能な方策について検討を進める。

山間の狭小な平地部に小規模な水道が点在しており、施設の共同化は困難な状況であるため、事務の共同化が可能な方策について検討を進める。